

犯罪行為の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年山口県条例第3号）第16条第2項の規定に基づき、道路等について、当該道路等における犯罪行為の実行がより困難であるような構造及び設備を有するものとなるようにするための防犯上の配慮すべき事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の防犯性の向上のため整備上及び管理上配慮すべき事項を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪行為の発生状況及び地域住民等の要望を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次整備を図るよう努めるものとする。
- (4) この指針の適用に当たっては、関係法令等との関係、計画上及び設計上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (6) この指針の運用に当たっては、県及び市町は、この指針に基づく施策が円滑かつ効果的に推進されるよう必要な支援に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項等

1 道路

- (1) 道路の構造、利用形態等を勘案して、必要に応じて縁石等により、歩道と車道とを分離すること。
- (2) 道路の植栽及び工作物により死角とならないように見通しが確保されていることが望ましい。
- (3) 街路灯の設置に当たっては、可能な範囲で、夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）が確保されていることが望ましい。また、防犯灯（注2）の設置のための道路の占用については、交通安全上支障のない範囲内において、その許可について最大限配慮すること。
- (4) 犯罪行為の発生する危険性の高い地下道等には、必要に応じて、防犯カメラ、

防犯ベル、赤色灯等の設備が設置されていること。

2 公園

- (1) 植栽については、園路に死角をつくらないように配置し、見通しを確保するため下枝の剪定等の措置をとることが望ましい。
- (2) 遊具については、死角をつくらないものを選定し、周囲から見通すことができる配置とすることが望ましい。
- (3) 公園周辺には、防犯ボランティアの活動拠点が設置されていることが望ましい。
- (4) 夜間の通行又は利用が想定される場所においては、公園灯等を設置することにより、人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていることが望ましい。
- (5) 公園内には、必要に応じて、防犯ベル等が設置されていること。
- (6) 公園内に便所を設置する場合には、次のア、イ及びウに掲げる事項について配慮すること。
 - ア 園路又は道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置し、複数の入口を設けること。
 - イ 建物の入口付近及び内部は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。
 - ウ 犯罪行為の発生する危険性の高い便所の各個室には、防犯ベル等を設置すること。

3 自動車駐車場

- (1) 駐車場をフェンス、柵等により周囲と区分するとともに、フェンス等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しが確保されていることが望ましい。
- (2) 地下又は屋内の駐車場においては、見通しが悪く死角が多い箇所に、必要に応じて、ミラー等を設置すること。
- (3) 地下又は屋内の駐車場については、照明設備を設置することにより、駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度が確保されていることが望ましい。屋外の駐車場については、照明設備を設置することにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていることが望ましい。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理することが望ましい。
- (5) 駐車場において周囲からの見通しが確保されない場合には、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置することが望ましい。

4 自転車駐車場

- (1) 駐車場をフェンス、柵等により周囲と区分するとともに、フェンス等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しが確保されていることが望ましい。
- (2) 見通しが悪く、死角が多い箇所に、必要に応じてミラー等を設置すること。
- (3) 照明設備を設置することにより、人の行動を視認できる程度以上の照度が確保

されていることが望ましい。

- (4) 駐車場において、周囲からの見通しが確保されない場合には、管理者が常駐若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置することが望ましい。
- (5) 駐車場は、チェーン用バーラック（注4）、サイクルラック（注5）等の設置等、自転車の盗難防止措置が講じられていることが望ましい。

(注1) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注2) 防犯灯は防犯を目的とした照明灯であり、道路法に規定する道路の付属物ではない。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。

(注4) 「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属棒をいい、自転車とチェーン錠で結ぶことができるものをいう。

(注5) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有し、1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。